

報道機関各位

難病患者福祉金について

特定医療費（指定難病）認定患者、小児慢性特定疾病認定患者、人工透析患者及びウイルス肝炎患者の方に対し難病患者福祉金が支給されます。

受給対象者（以下の条件を満たす方）

- ① 基準日（令和6年10月1日）において、特定疾病認定患者、小児慢性特定疾患認定患者または人工透析患者である方
- ② 基準日前6か月以上引続き箕輪町に住民票があり生活されている方

提出書類

- ① 箕輪町難病疾患福祉金支給申請書
- ② 疾患を特定できるものの写し

提出期限

令和6年11月8日（金）

昨年度対象の方には10月上旬に通知をお送りしますので、必要書類を揃えて申請をお願いします。また、新たに対象となった方は役場窓口での申請が必要です。

添付資料 有 無 箕輪町子育て少子化対策
キャッチコピーみんなで育てる みのわっ子
～パパになるなら箕輪町～
ママになるのも箕輪町～福祉課 障がい者福祉係
（課長）小池 弘郷 （担当）木下 ちえみ
電話：0265-79-3111（内線）1441
FAX：0265-79-0230
E-mail: fukushi@town.minowa.lg.jp